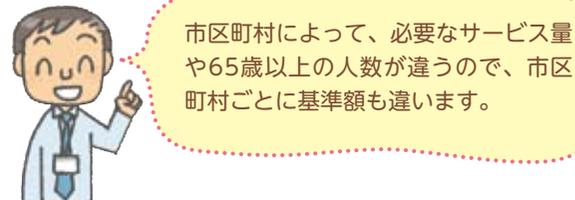


介護保険料の決まり方

介護保険料は、基準額をもとに本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります(保険料段階は中面をご覧ください)。基準額は保険料額を決める基準となる額のことです。市区町村で必要なサービスにかかる費用と65歳以上の人数などから算出されます。



「基準額」の計算方法

**基準額
(年額)**

市区町村で
介護保険給付に
かかる費用

× 65歳以上の人の
負担分(23%)

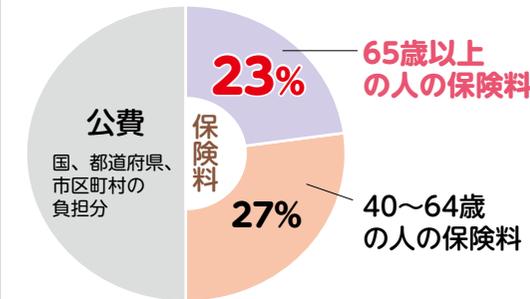
÷ 市区町村の
65歳以上の
人数

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険料は大切な財源です!

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」をおもな財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源【令和6～8年度】



保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ 10月2日生まれ
9月分から 10月分から

年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。



65歳になる年度の保険料について

例 10月2日生まれの人の場合



4月から65歳になる月の前月までの分は、「年度末までの納期」に分けて、加入している医療保険の保険料(介護分保険料)から納めます。

65歳になった月から年度末までの分は、「年度末までの納期」に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

二重払いではありません!

	65歳になる年度	
	64歳	65歳
医療保険料	医療分	
	後期高齢者支援金分	
介護保険料	介護分	
介護保険料	介護保険料	

65歳からは、医療保険で納めていた介護分の保険料を、単独の介護保険料として納めます。左表の部分が年度末までの納期に分けて納めますので、それぞれ納期は重なりますが、二重払いになっているわけではありません。



介護保険料は忘れずに納めましょう!

介護や支援が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、保険料はきちんと納めましょう。



災害など特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときはご相談ください。減免などが受けられる場合があります。

保険料を納めないでいると...

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担します。保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費等も支給されません。

これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなりません!

介護や支援が必要と思ったら

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の介護保険担当窓口にご相談しましょう。

窓口では心身の機能を調べる「基本チェックリスト」が受けられます。結果に応じた介護予防のサービスをご案内しますので、ご利用ください!



介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する場合は...

要介護(要支援)認定を受けましょう。市区町村の介護保険担当窓口へ申請してください。



申請に必要なもの

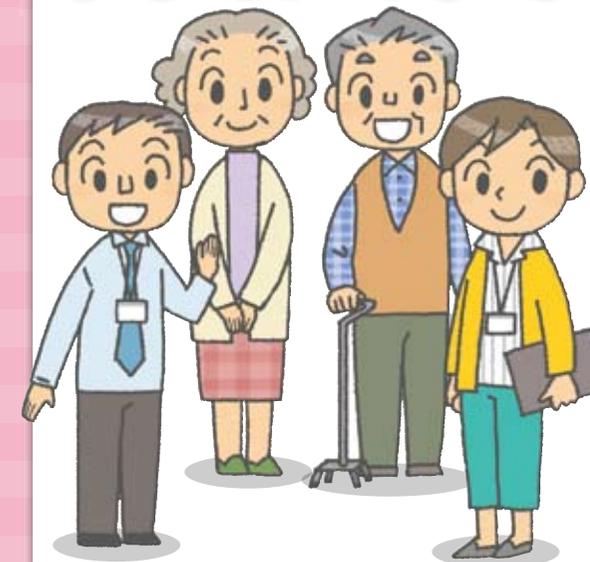
- 要介護・要支援認定申請書(窓口にあります)
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証
- 本人の署名

※このほかにも必要書類がある場合があります。詳しくは介護保険担当窓口までお問い合わせください。
※地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに申請の代行を依頼することもできます。

65歳以上のみなさんへ

わかりやすい!

介護保険料



永平寺町福祉保健課
☎0776-61-3920

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版

